

平成 28 年 6 月

株主各位

株式会社 北杜星
代表取締役 大友 哲

当社の配当支払い方針について

梅雨の候、皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、この度当社が設立されてから今年の 7 月で 1 年目を迎えます。いよいよ第 1 回目の配当を決定する時期となりました。そこで配当を決定するための基本的な考え方をお知らせいたします。

まず、当社の事業内容ですが、基本的には皆様からお預かりした出資金を、自然エネルギーの発電事業に投資して収益を上げております。したがって、発電所の建設から売電を開始し利益を出すまでに、ある程度の時間を要してしまいます。

このことから、会社の利益で一定の割合を配当する従来の考え方では不都合が生じてしまいます。なぜなら早く会社に出資するほど不利になってしまうからです。そこで次の様な方式で配当を分配することにいたしました。

配当の金額は、株式の額面に対して毎年 8%と致します。つまり 5 万円の株式に対して毎年 4000 円の安定配当を行います。その算定の根拠は太陽光発電事業の収益率から算出して決定致しました。山梨県の北杜市・韮崎市において太陽光発電事業を行う場合の設備投資資金に対する収益率を計算しました。その結果、1kWh 当たり 24 円の売電価格として計算すると約 16%と算出されます。それに対する発電設備の原価償却率は約 6%でそれを差引くと約 10%の収益率になります。そこから会社の運営経費を 2 割差引いた金額が配当金算定の根拠となります。

以上のことから、会社の経営方針は次のようになります。

- ・ 毎年の配当金額は株式額面金額の 8%とする。(安定配当)
- ・ 毎年の減価償却費を再投資する。
- ・ 会社の運営経費は利益の 2 割とする。

※会社が赤字でも配当できるのか?

会社の決算が赤字でも配当は可能です。資本剰余金から配当します。ただしあらかじめ資本剰余金を計上する必要があります。今後増資の際には、一定割合の資本剰余金を計上する予定です。

※株式投資は元本・金利保障ではありません。

当社の配当方針は、現在の国の政策における確度の高い方針です。社会情勢の変化や、天災地変等により予定通り配当ができなくなる場合がありますので、ご了承下さい。